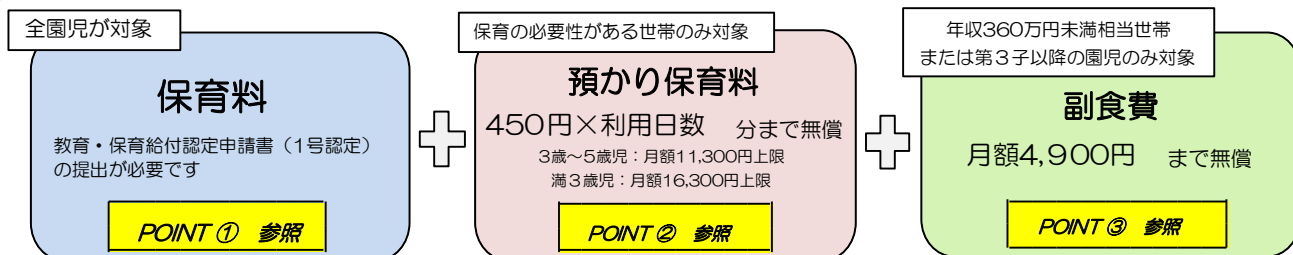


令和8年度に認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園の入園を希望されている保護者の方へ

市内の認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園を利用されるお子様については、事前に教育・保育給付認定申請書（1号認定）及び施設等利用給付認定を受けることにより、保育料等が一定限度まで無償化となります。つきましては、下記に記載した内容をよくお読みになり、「教育・保育給付認定申請書」及び「子育てのための施設等利用給付認定申請書」をご記入後、各認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園で指定されている期限までに必要書類を添えてご提出ください。

① 何が無償化になるの？



POINT ①

認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園における保育料について



入園してから退園するまでの月毎の保育料が、無償化の対象となります。バス代、制服代、行事の費用等（実費徴収および上乗せ徴収）は無償化の対象外です。

POINT ②

認定こども園（幼稚園枠）及び新制度移行幼稚園における預かり保育の利用料について

預かり保育の利用料の一部が無償化となるのは、保育の必要性がある世帯のみになります。保育の必要性がある世帯の詳細い説明については、裏面をご覧ください。該当になると、月毎に1日450円×利用日数分が無償化の対象です。（上限金額は3～5歳児の場合は、月11,300円、満3歳の場合は、月16,300円です。）

1日400円の利用料で、今月は15日利用しました。



利用料	無償化上限	保護者の実質負担額
400円×15日	450円×15日	A-B
6,000円 A	6,750円 B	0円

1日600円の利用料で、今月は18日利用しました。



利用料	無償化上限	保護者の実質負担額
600円×18日	450円×18日	A-B
10,800円 A	8,100円 B	2,700円

注意

・令和8年4月1日現在の年齢が2歳の園児は、市町村民税非課税世帯に限りです。
※令和8年4月から令和8年8月までは令和7年度の、令和8年9月から令和9年3月までは令和8年度の課税状況で判定します。



幼稚園で実施する預かり保育が、一定水準未満（教育時間を含む平日の提供時間が8時間未満 または年間開所日数が200日未満）の場合に限り、認可外保育施設等の利用料も無償化対象となります。
※在籍している幼稚園等の預かり保育が、一定水準未満かどうかは、各園に確認してください。

POINT ③

副食費について

1か月4,900円が無償化の上限額となります。次のいずれかの要件に該当する世帯が対象となります。

- ・小学校3年生以下の兄弟が2人以上いる場合
- ・年収が360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額が、世帯合計77,101円未満）
- ・市民税が非課税の世帯とそれに準ずる世帯（生活保護世帯や里親等）

② 無償化になるために何をすればいいの？

認定こども園及び新制度移行幼稚園を利用されるご世帯は、

各園の指定期限迄に教育・保育給付認定申請書（様式第1号 第4条関係）をご提出ください ※1号認定

下記に記載してある保育の必要性があり、預かり保育を利用される予定のご世帯は、

【子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式16号）】に必要事項を記入後、保育が必要な旨の証明書を添えて各園の指定期限までに、提出してください。（新2号認定）

③ 入園後の保育料等は何もしなくても無償化になるの？

- ・毎月の保育料に関しては無償化となっているため、支払いはございません。
※教育・保育給付認定申請書（様式第1号 第4条関係）を提出し認定されている場合
- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書（様式第16号）を提出し、認定された場合は、預かり保育の利用料の一部が無償化になります。

●保育の必要性

預かり保育が無償化の対象となるには、**園児の保護者のいずれもが**、次に示す事由に該当する必要があります。

事由	認定期間（＝無償化となる期間）
① 就労 児童と離れて家事以外の仕事をすることが日常であること （月間実働時間64時間以上※休憩除く）	最長で、お子さんの就学前まで
② 育児休業中 育児休業取得時に既に就労の事由で保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること	新たに生まれたお子さんが1歳に達する月の末日 ※1歳の誕生日の月の入所申請を行い入所できず育休期間を1歳6ヶ月にまで延長した場合は、認定期間も1歳6ヶ月に達する月の末日まで延長。 ※1歳6ヶ月に達する月の入所申請を行い、入所できず育休期間を2歳まで再延長した場合は、認定期間も満2歳に達する月の末日まで再延長。
③ 求職 求職活動をしていること（起業準備を含む）	3か月 ※期限内に就労証明書を提出した場合には「①就労」に変更の手続きを行ってください。
④ 妊娠・出産 妊娠中であるか又は出産後の間がないこと	産前6週が含まれる月の1日から産後8週が含まれる月の月末まで
⑤ 就学 卒業後の就労を前提とした学校に通学していること（職業訓練を含む）	認定したその月の月末まで ※認定したその月の月末までに在学証明書等の必要書類を提出した場合には、最長でお子さんの就学前まで
⑥ 疾病・障害 肉体的・精神的に疾病・障害を有していること	最長で、お子さんの就学前まで
⑦ 看護等 同居又は長期入院している親族の看護・介護をしていること	
⑧ 災害等 震災・風水害・火災等の復旧をしていること	
⑨ 虐待やDVのおそれがあること	
⑩ 特例 市長が定める上記に類する状態にあること	

書類は、お子さんの父母それぞれの分が必要です。
兄弟姉妹で入園する場合には、年齢の低いお子さんに原本を、他のお子さんにはコピーを添付してください。

上記の事由を証明するため、以下の書類をご準備ください。

必要書類（保育が必要な旨の証明書）	
① 就労	・就労（内定）証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）
② 育児休業中	※記載漏れ等、不備のある書類は受付できませんのでご注意ください ※自営業の方は客観的に事業を行っていることが分かる書類（確定申告書の写し、開業届の写し、委託契約書の写し等）を添付
③ 求職	・就労誓約書 ※ハローワークに登録している方はハローワークカードの写し
④ 妊娠・出産	・母子健康手帳の写し（表紙、出産予定日が明記されたページ）
⑤ 就学	・在学証明書または合格通知書 ・授業のカリキュラム等（1週間と年間のスケジュールがわかるもの）
⑥ 疾病 障害	・医師の診断書等（保育が困難な旨が明記された発行から3か月以内のもの） ・身体障害者手帳（3級以上）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
⑦ 看護等	・医師の診断書等（看護が必要な旨が明記された発行から3か月以内のもの） （障害者の同居家族を看護している場合は、身体障害者手帳等をお持ちなら、その写しのみで可）
⑧ 災害復旧	・被災証明書等

必要書類（4/1現在の年齢が2歳のお子さん（満3歳児）で、市町村民非課税の世帯のみ必要）	
非課税証明書	父、母、及び生計中心者の方それぞれの分が必要です。 ただし、令和7年1月1日に川越市に住民登録があった方や、マイナンバーの確認書類が揃っており、非課税であることが確認できる場合には、提出不要です（それ以外の方は、令和7年1月1日に住民登録のあった市町村で発行が必要です）。

【問い合わせ先】 川越市こども未来部保育課

〒350-8601 川越市元町1-3-1 TEL: 049-224-5827 / FAX: 049-223-8786

※本案内は、令和7年9月1日現在の情報をもとに作成しています。今後、国の通知等により、内容が一部変更となる場合があります。